

# 京都府ごみ処理広域化プラン

令和5（2023）年12月  
京 都 府

## 目 次

第 1 章 広域化プランの基本的事項.....	2
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画期間.....	3
3 対象施設.....	3
第 2 章 ごみ処理の現状、前計画の評価及びごみ総排出量等の将来予測.....	4
1 ごみ処理の現状.....	4
2 前計画の評価.....	7
3 ごみ総排出量及び焼却処理量の将来予測.....	12
4 ごみ焼却施設の更新計画等.....	13
第 3 章 新たな広域化プランの基本方針.....	14
第 4 章 新たな広域化ブロック区割り及び処理体制.....	15
1 広域化ブロック設定の考え方.....	15
2 広域化ブロック区割り.....	15
3 広域化ブロック別におけるごみ総排出量及び焼却処理量の推計.....	17
4 新たなごみ処理体制の考え方.....	18
5 各ブロックにおける処理体制.....	20
第 5 章 広域化の推進.....	24
1 広域化によるごみ処理の将来像.....	24
2 各主体の役割.....	25
3 広域化プランの進行管理.....	25
資 料.....	26
資料 1 ごみ焼却施設一覧.....	27
資料 2 粗大ごみ処理施設一覧.....	28
資料 3 資源化等を行う施設一覧.....	29
資料 4 最終処分場一覧.....	30
参考 1 ごみ総排出量及び焼却処理量の推計について.....	31
参考 2 ごみ焼却施設の稼働状況一覧.....	32

# 第1章 広域化プランの基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 我が国におけるごみ処理の状況について

ごみ処理の広域化については、平成9（1997）年、厚生省が「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成9年通知」という。）を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において、ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化に係る計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することとなった。

平成9年通知の発出後、各都道府県において広域化計画が策定され、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）に向けた取組が進められた結果、全国のごみ焼却施設数は、平成10（1998）年度の1,769施設から平成28（2016）年度には1,120施設と4割減少した。

また、全国のごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量は、平成10（1998）年の1,550g-TEQ/年から、平成28（2016）年には24g-TEQ/年と大幅に削減され、目標である33g-TEQ/年を達成し、ごみ処理の広域化は一定の成果を上げることができた。

一方で、平成9年通知から20年以上が経過し、我が国では人口減少・少子高齢化が進み、ごみ処理を取り巻く状況が大きく変化していることから、平成31（2019）年、環境省が「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知。以下「平成31年通知」という。）を発出した。

人口減少・少子高齢化が進捗する中、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには、改めて現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制のあり方を検討することが必要となっていることから、都道府県は、市町村と連携して持続可能なごみの適正処理の確保に向けた広域化計画を策定することが求められている。

### (2) ごみ処理に関する国の主な動向について

ごみ処理に関する国の主な動きとしては、平成7（1995）年、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）の制定によるプラスチックを含む一般廃棄物の減量と資源の有効活用が進められるなど、1990年代には、各種リサイクル制度の構築が推進されてきた。

また、こうした中、令和5（2023）年6月30日に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」では、基本的理念として、①基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化、②災害時も含めた持続可能な適正処理の確保、③脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組を掲げている。

さらに、令和12（2030）年度までに温室効果ガス46%削減を目標とした「地球温暖化対策計画」の閣議決定をはじめ、令和元（2019）年10月、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）の施行、令和2（2020）年7月からのレジ袋の有料化の開始、令和4（2022）年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行されるなど2000年代以降は、循環型社会の形成を目指した各種リサイクル制度の充実や3Rの取組が推進されている。

### (3) 京都府におけるごみ処理広域化の現状及び計画策定の目的について

本府では、平成9年通知を踏まえ、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、平成11(1999)年3月、「京都府ごみ処理広域化計画」(以下「前計画」という。)を策定し、ごみ処理の広域化を推進してきたところである。

前計画では、ダイオキシン類の排出削減対策の効果として、平成10年度のだいおきしん類排出量は12g-TEQ/年、平成30年度は0.69 g-TEQ/年と推定し、90%以上の削減を見込んでいたところ、その後のごみ焼却施設の集約化の取組や排ガスの高度処理等の改善が進んだことにより、平成30年度のだいおきしん類排出量は0.04g-TEQ/年、令和2年度のだいおきしん類排出量は0.06g-TEQ/年であり、平成10年度比で、それぞれ99%削減された。

このようにダイオキシン類の排出削減は目標達成に至ったほか、ごみ焼却施設の集約化についても、ごみ排出量の削減、市町村合併や新たな一部事務組合の設立により一定進んだところである。

こうした中、本府では、環境省からの平成31年通知を踏まえ、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めるため、令和4(2022)年9月、府、市町村、一部事務組合、広域連合及び学識経験者で構成する「ごみ処理広域化計画に係る仮ブロック別市町村会議」を開催することとし、新たに設定した4つの仮ブロックでの意見を踏まえて、新しい「京都府ごみ処理広域化プラン」(以下「本計画」という。)を策定し、広域化・集約化に関する基本的な考え方を示すこととした。

なお、本計画においては、平成31年通知を踏まえ、ごみ処理の広域化を「広域化」といい、ごみ処理施設の集約化を「集約化」という。

## 2 計画期間

令和5(2023)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とする。

## 3 対象施設

対象とするごみ処理施設は、市町村等が施設整備に関与するごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化施設及び最終処分場とする。

## 第3章 新たな広域化プランの基本方針

本府においては、前計画以降、広域化・集約化により、焼却時の余熱を利用したエネルギー回収量が増加し、資源化等による最終処分量の減少も進んでいるところである。

しかしながら、前計画から20年以上が経過し、人口減少・少子高齢化、厳しい財政状況、気候変動問題や頻発・甚大化する災害への対応も喫緊の課題となっている。

したがって、本府では、環境省の平成31年通知のごみ処理の広域化方針を踏まえ、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するため、市町村等との緊密な連携の下、次の考え方にに基づき新たな広域化計画を策定し、前計画における広域化ブロック区割りを見直すとともに、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するものとする。

### (1) 持続可能な適正処理の確保

市町村等の厳しい財政状況、ごみ処理施設の老朽化、担い手不足、廃棄物処理の非効率化が懸念されているため、持続可能な適正処理を確保できる体制づくりを推進していく必要がある。

### (2) 気候変動対策の推進

気候変動の影響による災害の頻発化・激甚化が懸念されているため、廃棄物処理についても温室効果ガスの削減に配慮することが重要である。

### (3) 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

廃棄物系バイオマスの利活用は、地域循環共生圏の形成のために重要であるとともに、温室効果ガスの排出削減にも資するものである。

### (4) 災害対策の強化

広域的な廃棄物処理体制の構築に向けては、関係団体・市町村等間での災害協定の締結等による連携の強化、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保に努めることが重要である。

### (5) 地域への新たな価値の創出

広域化・集約化により、社会インフラとしてのごみ処理施設の機能を一層高め、地域循環共生圏の核となり得る施設整備を推進し、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要である。

## 第4章 新たな広域化ブロック区割り及び処理体制

### 1 広域化ブロック設定の考え方

広域化ブロックの設定に当たっては、市町村等の意向や環境省の平成31年通知を踏まえ、次の考え方にに基づき設定することとする。

なお、広域化ブロックの適用・運用に当たっては、施設の更新時期や処理の効率性、最新技術の適用など様々な要因や社会情勢の変化への対応を重視し、広域化ブロックの枠を越えた自治体連携も行えるよう柔軟に適用・運用することとする。

- ◇ ごみの焼却については、原則として100t/日以上全連続燃焼式ごみ焼却施設の設置が可能であること。
- ◇ 市町村等の意向をはじめ、広域市町村圏等の既存行政ブロックの枠組、様々な行政分野における広域連携の取組等を考慮すること。
- ◇ 人口減少に伴うごみ排出量の減少等の社会的要因、地域経済・生活圏、主要道路の整備状況など地理的要因を考慮すること。

### 2 広域化ブロック区割り

上記「1 広域化ブロック設定の考え方」を踏まえ、これまでの広域化の取組状況、本府独自に推計した焼却処理量の推移、災害廃棄物処理対策の取組状況等を勘案して、広域化ブロック区割りについては、表2のとおり4ブロックを設定した。

表2 広域化ブロックの概要

ブロック名	構成市町村等	ごみ焼却施設 (※1)		人口(人) (※3)	面積 (km <sup>2</sup> )
		施設数	現有能力 (t/日)(※2)		
丹後・中丹	福知山市、舞鶴市、綾部市、京丹後市、宮津与謝環境組合	6	413	280,970	2,086
南丹	亀岡市、船井郡衛生管理組合	1	120	131,619	1,144
京都市	京都市	3	1,600	1,388,807	828
山城	乙訓環境衛生組合、城南衛生管理組合、京田辺市(※4)、木津川市精華町環境施設組合、相楽東部広域連合、枚方京田辺環境施設組合(※4)	6	754	710,098	554
京都府合計	全域	16	2,887	2,511,494	4,612

※1 ここでは、綾部市のRDF化施設を含む。

※2 令和3年度一般廃棄物処理事業実態調査結果(令和5年4月現在)

※3 住民基本台帳に基づく人口(令和4年1月1日現在)

※4 枚方京田辺環境施設組合による新ごみ焼却施設が、令和7(2025)年度末から稼働予定

表3 一部事務組合・広域連合の構成市町村

一部事務組合・広域連合名	構成市町村名
宮津与謝環境組合	宮津市、伊根町、与謝野町
船井郡衛生管理組合	南丹市、京丹波町
乙訓環境衛生組合	向日市、長岡京市、大山崎町
城南衛生管理組合	宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町、井手町
枚方京田辺環境施設組合	京田辺市、大阪府枚方市
木津川市精華町環境施設組合	木津川市、精華町
相楽東部広域連合	笠置町、和束町、南山城村

図7 広域化ブロック概要図

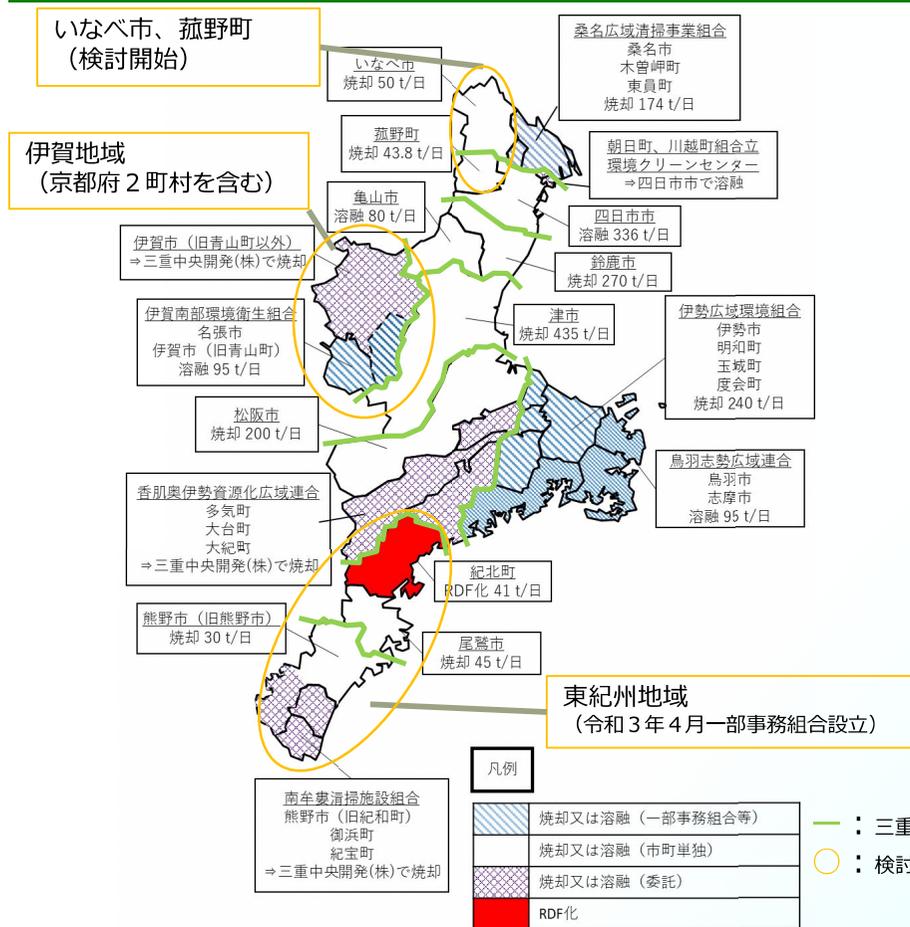


#### (4) 山城ブロックの施設整備計画

ごみ焼却施設	
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 (2018) 年 9 月から、木津川市精華町環境施設組合の環境の森センター・きづがわが稼働したところである。</li> <li>相楽東部広域連合の相楽東部クリーンセンターが、平成 31 (2019) 年 4 月から休止中であり、府外民間事業者に処理を委託している。</li> <li>令和 5 (2023) 年度から令和 9 (2027) 年度まで、城南衛生管理組合のクリーン 21 長谷山が長寿命化工事を実施予定である。</li> <li>広域化により京田辺市施設に代わり、枚方京田辺環境施設組合の新施設が、令和 7 年度末から稼働予定である。</li> <li>ごみ焼却施設一覧については、資料 1 のとおりである。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチック資源循環法への対応、それに伴う焼却ごみ組成の変化への対応が、脱炭素時代におけるごみ焼却施設の整備に当たっての重要な課題である。</li> <li>相楽東部クリーンセンターが休止中であるため、今後の廃棄物処理体制づくりが喫緊の課題である。</li> <li>更なる広域化に向けては、域内の道路状況等に応じた中継施設の整備等が課題となる。</li> <li>保守点検、緊急時の対応、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保のため、ごみ処理の相互支援体制づくりが課題である。</li> </ul>
広域化の考え方	<p>【計画期間内の整備計画（令和 12 (2030) 年度目途）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>府域を越えた広域化を含め、既に一部事務組合等で広域的対応が進んでいる状況を踏まえ、当面は、現有施設の使用や処理委託を継続しつつ、広域処理に向けて検討を実施するものとする。</li> </ul> <p>【将来の処理形態（令和 13 (2031) 年度以降）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域処理に向けては、引き続き検討を継続するものとする。</li> <li>将来の処理方式については、施設整備の際に最も適切なものを選定するものとする。</li> </ul>
粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設、最終処分場	
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設及び最終処分場一覧については、資料 2～4 のとおりである。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源ごみについては、広域化ブロック内で分別品目・基準の統一化が課題である。</li> <li>地域の特性に応じた廃棄物系バイオマスのマテリアル利用及びエネルギー回収の推進</li> <li>最終処分場の確保が課題である。</li> </ul>
広域化の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル施設及び最終処分場の整備についても、連携に向けて引き続き検討を継続するものとする。</li> </ul>

④三重県循環型社会形成推進計画（抜粋）

# 三重県のごみ処理の広域化の状況について



## 県内のごみ処理施設の推移 (施設数・処理能力)

		H9	H19	R5
焼却処理 施設	30t/日未満	24	10	0
	30~50t/日	7	6	3
	50~100t/日	0	1	4
	100~300t/日	7	8	7
	300t/日以上	1	1	1
<b>合計</b>		<b>44</b>	<b>26</b>	<b>15</b>
ごみ燃料化施設		0	7	2
<b>合計</b>		<b>44</b>	<b>33</b>	<b>17</b>

		H9	H19	R5
能力合計 [t/日]	焼却処理施設	2,487	2,419	2,094
	ごみ燃料化施設	0	485	41
	<b>合計</b>	<b>2,487</b>	<b>2,904</b>	<b>2,135</b>

## 三重県循環型社会形成推進計画 (R3.3) (抜粋)

県内では広域連合や一部事務組合による広域でのごみ処理が進んでいるところですが、少子高齢化・人口減少などを見据えつつ、市町の事情を踏まえ、各々の意思決定に基づき、その方向性を決定していく自治事務の基本にのっとり、市町の意向を十分に斟酌しながら、県として必要な協力、調整を行っていきます。

